

揖斐川町公共施設等総合管理計画

2016（平成 28）年度～2025（令和 7）年度



平成 28 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

岐阜県揖斐川町

目次

第1章 揖斐川町公共施設等総合管理計画の背景と目的

- 1. 背景と目的 (1)
- 2. 位置づけ (1)
- 3. 対象範囲 (2)

第2章 揖斐川町の現状

- 1. 人口の推移 (3)
- 2. 財政状況の推移 (5)

第3章 公共施設等の現状と課題

- 1. 公共建築物の現状と今後の見通し (8)
- 2. インフラ資産の現状と今後の見通し (14)
- 3. 過去に行った対策の実績 (16)
- 4. 一般会計（建物・インフラ施設）の減価償却率の推移 (17)
- 5. 課題 (17)

第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- 1. 計画期間 (18)
- 2. 実行体制の整備 (18)
- 3. 施設分類ごとの管理に関する基本方針 (19)
- 4. 公共施設等マネジメントに関する3つの基本方針 (21)
- 5. 基本方針の具体的な取り組み (22)
- 6. 地域ごとの公共施設等のあり方 (26)
- 7. フォローアップの実施 (26)

- 用語集 (27)

第1章 揖斐川町公共施設等総合管理計画の背景と目的

1. 背景と目的

揖斐川町の公共施設整備に係る状況を概観すると、高度経済成長後の1980（昭和55）年の人口ピーク（31,171人）の時期に前後して、「学校施設」や「社会教育施設」などの公共施設が集中的に整備されてきました。また1990年代以降、バブル崩壊後の長引く経済低迷の中で実施されてきた国の経済対策や地方に対する財政制度を活用し、公共投資を進めてインフラ施設も充実させてきました。

現在、人口減少や少子高齢化が進むなど、当時とは人口構造や社会構造が変化する中で、町民の公共施設に対する利用ニーズも変化し、公共施設の配置を含めた公共サービスのあり方やまちづくりを改めて見直す必要に迫られています。また、現在保有している公共施設を今後も適切に維持していくためには、将来にわたる継続的な老朽化対策、それに要する維持更新費の措置が必要となります。

一方で、町の財政状況は、合併団体に対する財政上の特例措置である地方交付税の合併算定替えが、2015（平成27）年度から段階的に縮小され始めました。今後町の財政規模自体が大きく縮減していく中で、社会保障費や人件費の削減は難しく、建設事業費等の裁量性の高い経費をいかに適正な水準に抑えていくかが、喫緊の課題となっています。

公共施設の老朽化と適正な配置に係る問題は、本町に限らず国や地方公共団体においても同様です。国では2013（平成25）年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、2014（平成26）年4月に、地方に対して「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、策定に当たっての指針を示しました。

これを受け、公共施設等のマネジメントを計画的で効果的に行うため、本町の公共施設等資産の総量を把握し、施設の寿命を延ばしたり統廃合や有効活用を効率的に進めることで将来負担の軽減を図ることを目的とし、「揖斐川町公共施設等総合管理計画」を策定します。

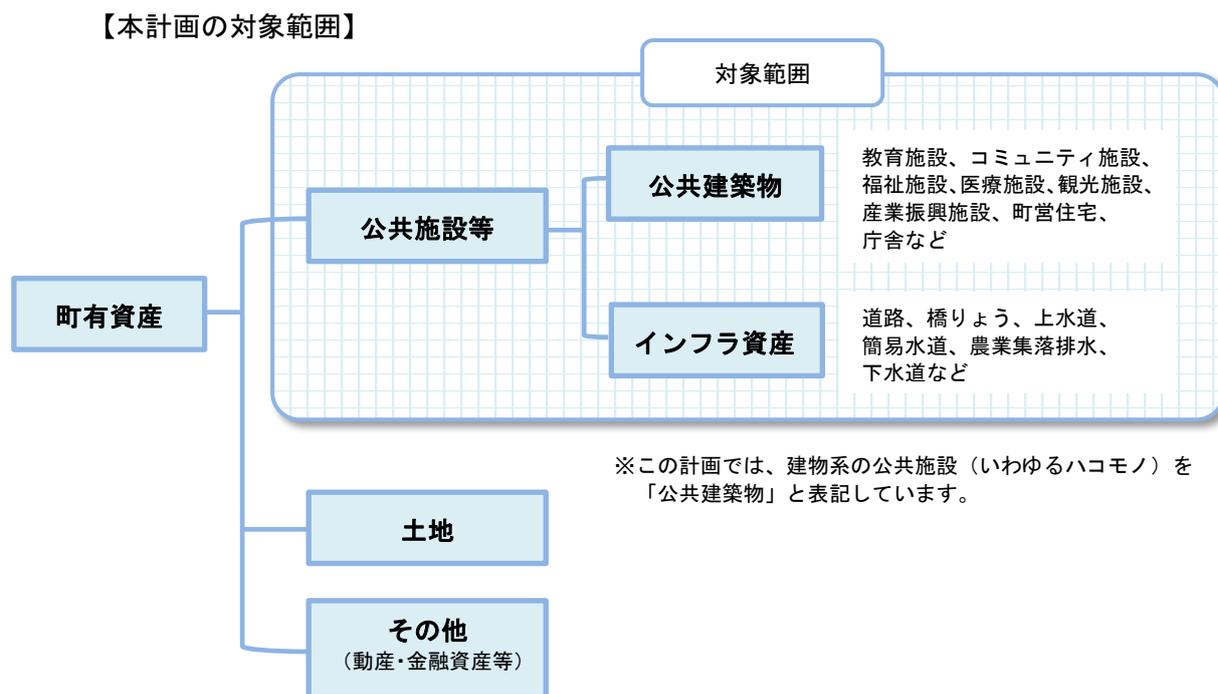
2. 位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「揖斐川町総合計画」を含めた町の関連計画との整合を図るとともに、各政策分野の中で公共施設等マネジメントの面での取組みに対して、分野横断的な方針を提示するものです。

3. 対象範囲

公共施設等総合管理計画は、長期的視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現しようとするものであることから、公共施設等の全体を把握する必要があります。

このため、町が所有する建築物だけでなく、道路・橋りょうや上水道・下水道といったインフラ資産も対象とします。



【公共施設等対象資産の把握時点】

新しい公会計に対応するため、各台帳などをベースとして本町が作成を進めている「固定資産台帳」に掲載すべき公共施設等のうち、原則として、工作物と土地を除いた資産を計画の対象とし、令和2年4月1日現在で把握しました。

インフラ資産の把握にあたっては各台帳を利用するほか、町道については令和2年度「道路施設現況調査」（国土交通省）、農道については令和2年度「農道整備状況調査」（農林水産省）、林道については令和2年度「林道現況延長」（岐阜県）、水道・下水道などの公営企業・公営事業については、令和2年度「水道統計調査」（厚生労働省）、令和2年度企業会計決算統計の公表数値を、併せて利用しています。

第2章 揖斐川町の現状

1. 人口の推移

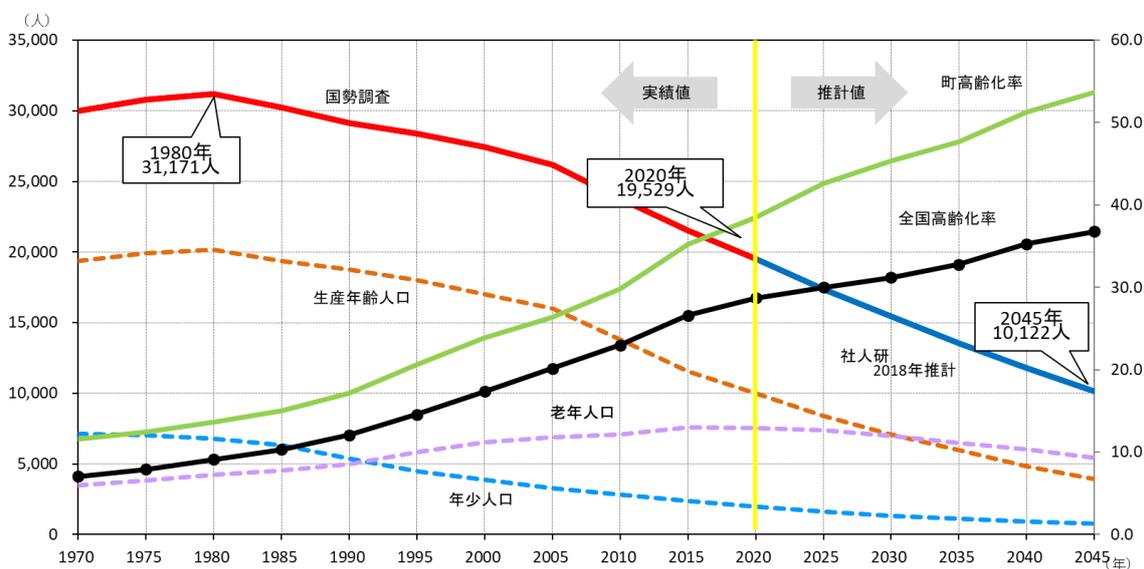
(1) 総人口の推移

下記グラフの期間内において、町の人口のピークは1980年（昭和55年）の31,171人となっています。その後人口は減少の一途をたどり、2020年（令和2年）には19,529人となりました。また、生産年齢人口・年少人口は減り続ける一方で老年人口の割合が高まり、現在の高齢化率は約39%となっています。

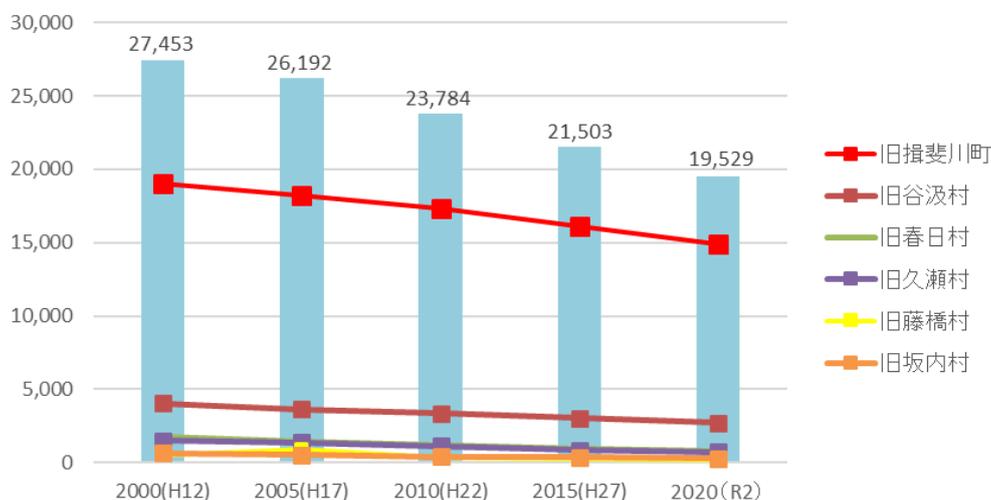
国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計では2045年（令和27年）の人口は約1万人、高齢化率は約54%になるとされています。これを2020年（令和2年）と比較すると、人口は51.8%減少し、高齢化率は15.2%上昇することとなります。

※ 2020（令和2）年までは実績値、2025（令和7）年以降は社人研の推計値です。

※ 年少人口：0～14歳人口、生産年齢人口：15～64歳人口、老年人口：65歳以上人口。



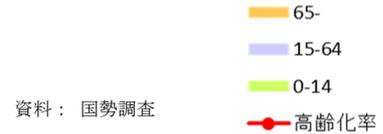
(2) 地域別人口の推移



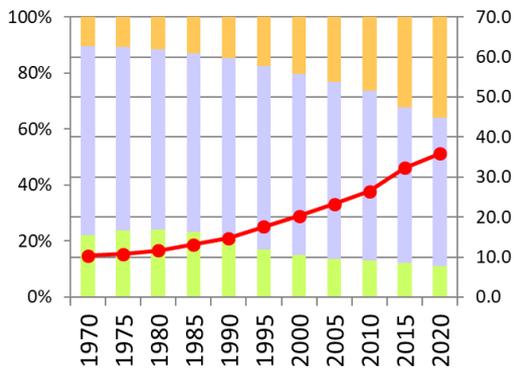
(3) 地域別の年齢3区分別人口割合の推移

1970（昭和45）年には地域間の高齢化率にそれほど大きな差はなかったものの、年々高齢化率の上昇のしかたに地域差が生じてきました。近年では谷汲、藤橋地域が40%以上、春日、久瀬地域が50%以上、坂内地域においては60%以上となっています。

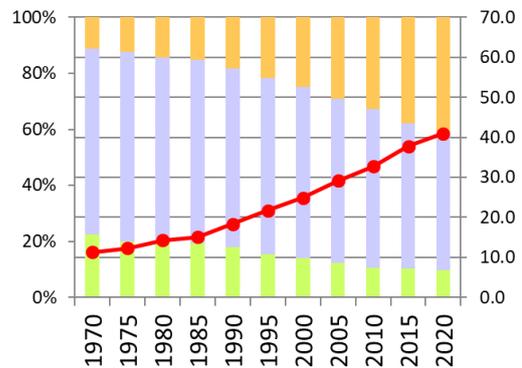
※ 藤橋地域は、徳山ダム工事関係者の移動により高齢化率が大きく変動した時期があります。



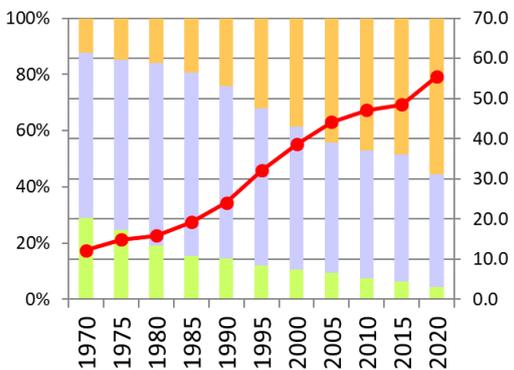
揖斐川地域 年齢3区分別人口



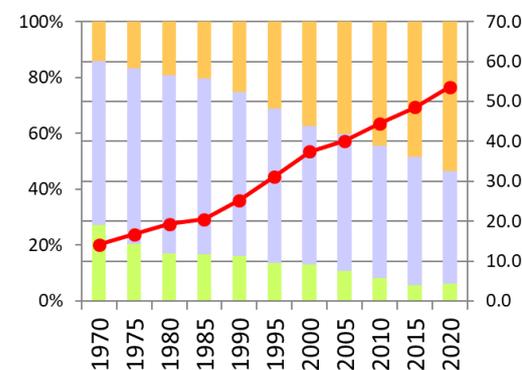
谷汲地域 年齢3区分別人口



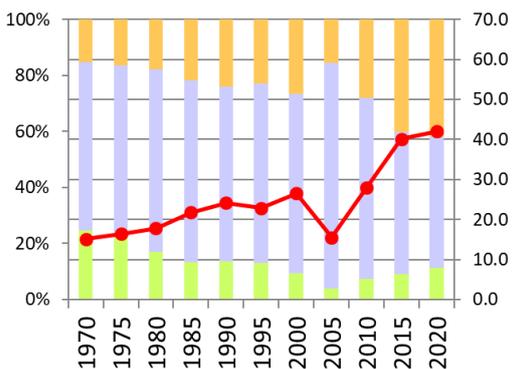
春日地域 年齢3区分別人口



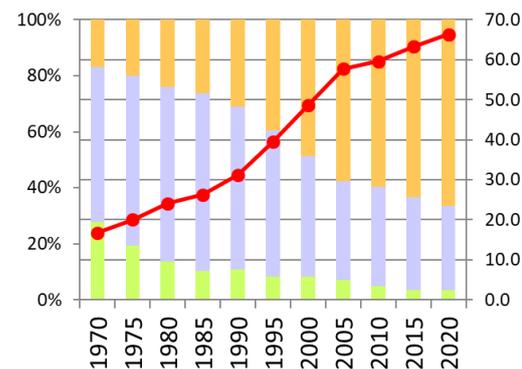
久瀬地域 年齢3区分別人口



藤橋地域 年齢3区分別人口



坂内地域 年齢3区分別人口



2. 財政状況の推移

歳出決算額は、合併後の2007（平成19）年の192.4億円をピークとして、2017（平成29）年に133.5億円まで減少したが、2019（令和元）年度末からの新型コロナウイルス感染症対応により2020（令和2）年度歳出決算額は167.2億円となった。

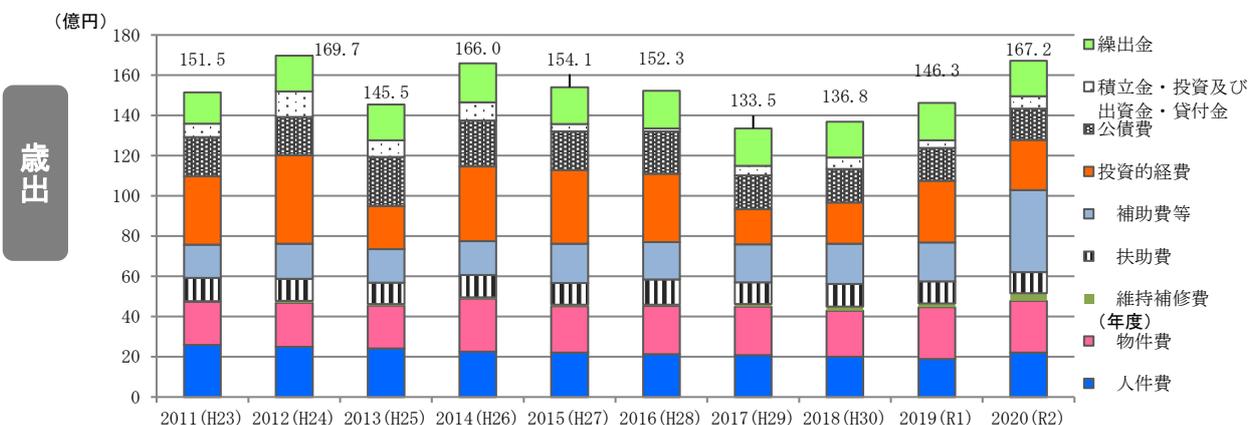
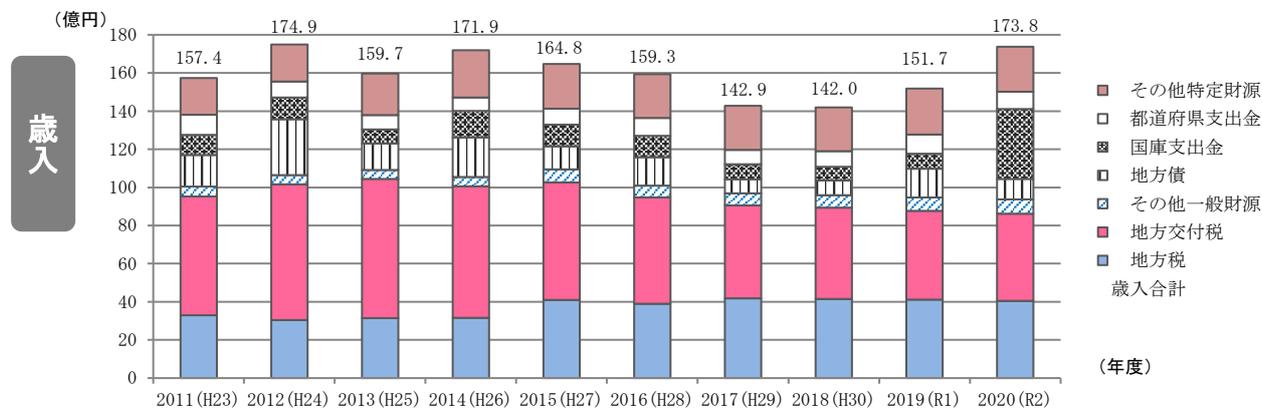
歳入決算をみると、自主財源の根幹である地方税（町税）収入は約40億円であり、地方交付税は普通交付税の算定の特例（合併算定替）が2019（令和元）年度で終了したことによりピーク時に比べ約27億円減少し約45億円、地方債は年平均15億円程度発行しています。

一方、歳出決算については、合併後継続して人件費の抑制に取り組んできてはいるものの、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）はその性質上抑制が難しい経費です。裁量性のある投資的経費（普通建設事業費等）にも、毎年度比較的多くの経費を支出しています。

また、合併特例債の発行は2024（令和6）年度までとなること、人口が減少傾向である中で税収の増加は見込めないことなど、こうした状況を見据えた財政運営が必要となります。

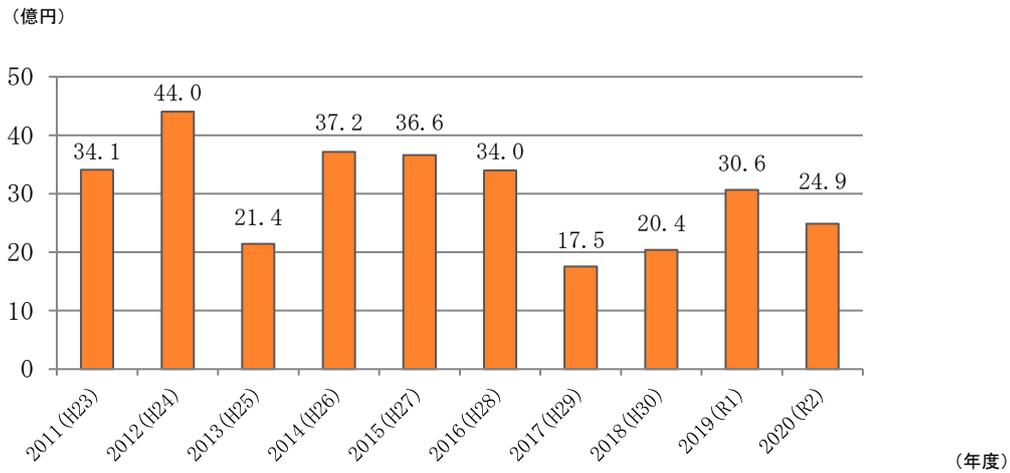
※ 普通会計：普通会計とは、一般会計と特別会計のうち公営事業会計（上水道・下水道等の公営企業会計等）以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたものです。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なるため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分です。令和2年度時点の揖斐川町の普通会計は、一般会計、町営住宅事業特別会計、杉原地域土地取得等特別会計、徳山ダム上流域公有地化特別会計、地域情報特別会計です。

（1）歳入・歳出（普通会計決算）



(2) 投資的経費の推移

直近10年間となる2011（平成23）年度から2020（令和2）年度までの、歳出決算における投資的経費（普通建設事業費等）を平均すると、一年あたり30.1億円となっています。



(3) 揖斐川町中長期財政計画（普通会計）

(歳入)

(単位：百万円)

	R2(決算)	R3(予算)	R4	R5	R6
地方税	4,046	3,605	3,661	3,542	3,409
地方譲与税等	746	676	619	617	616
地方交付税	4,577	3,630	3,677	3,660	3,683
国県支出金	4,559	1,608	1,661	1,350	1,348
財産収入	47	17	30	30	30
分担金・負担金・寄附金	148	133	111	111	111
使用料及び手数料	223	170	267	267	267
繰入金	1,024	1,509	722	911	872
地方債	1,083	1,559	966	1,065	706
諸収入	381	221	277	277	277
繰越金	547	302	300	300	300
合計	17,381	13,430	12,291	12,130	11,619

(歳出)

(単位：百万円)

	R2(決算)	R3(予算)	R4	R5	R6
人件費	2,207	2,382	2,101	2,090	2,054
物件費	2,577	2,625	2,209	2,203	2,197
維持補修費	379	251	254	254	254
扶助費補助費等	5,133	3,380	2,947	2,972	2,999
公債費	1,551	1,593	1,620	1,515	1,503
普通建設事業費	2,428	1,880	1,380	1,221	747
災害復旧費	58	0	0	0	0
積立金	495	34	51	51	51
投資出資貸付金	124	37	22	22	22
繰出金	1,768	1,248	1,707	1,802	1,792
合計	16,720	13,430	12,291	12,130	11,619

歳入歳出差引	661	0	0	0	0
--------	-----	---	---	---	---

(4) 主要財政指標（令和元年度決算）

区 分	財政力 指数	経常収支 比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
揖斐川町	0.48	83.7	6.9	—
岐阜県（市町村平均）	0.59	89.7	5.0	—
全国（市町村平均）	0.51	93.6	5.8	27.4

本町は地方税収入が少ないために財政力指数は低いものの、一般財源に占める経常経費の割合は比較的low（経常収支比率が低い）財政に弾力性があると言えます。また、地方公共団体の財政の健全さを示す指標である実質公債費比率及び将来負担比率も、健全な値です。

第3章 公共施設等の現状と課題

1. 公共建築物の現状と今後の見通し

(1) 公共建築物の保有状況

公共建築物を棟単位で把握した 681 棟を、下表の分類により整理しました。

用途を廃止し普通財産となった施設なども、今後の使用や存廃等の管理方針が定まっていないものもあるため、すべてを面積把握の対象、将来の更新費用の推計対象としています。

分類	主な施設類型	延床面積 (㎡)	割合 (%)
学校教育施設	小中学校、給食センター	51,103.00	23.7
社会教育施設	公民館、文化会館、図書館、資料館	27,134.95	12.6
スポーツ施設	体育館、プール棟	11,072.27	5.1
コミュニティ施設	集会施設	10,353.30	4.8
福祉・保健施設	高齢福祉施設、障害福祉施設、保健施設	14,328.10	6.7
医療施設	診療所	4,409.31	2.0
保育所	幼稚園	7,891.62	3.7
レクリエーション・観光施設	キャンプ場、宿泊・研修施設、温泉	15,597.98	7.2
産業振興施設	農林産物加工施設、農産物販売所	4,428.36	2.1
町営住宅	町営住宅	18,899.4	8.8
土木・公園施設	公園等管理棟	599.46	0.3
消防・防災施設	消防車庫、消防団詰所、通信施設	3,194.48	1.5
環境衛生施設	ごみ処理関係施設、環境衛生施設	2,051.02	1.0
庁舎等業務施設	役場、振興事務所	14,166.60	6.6
その他施設	廃止施設、その他分類できない施設	30,200.26	14.0
合計		215,430.11	

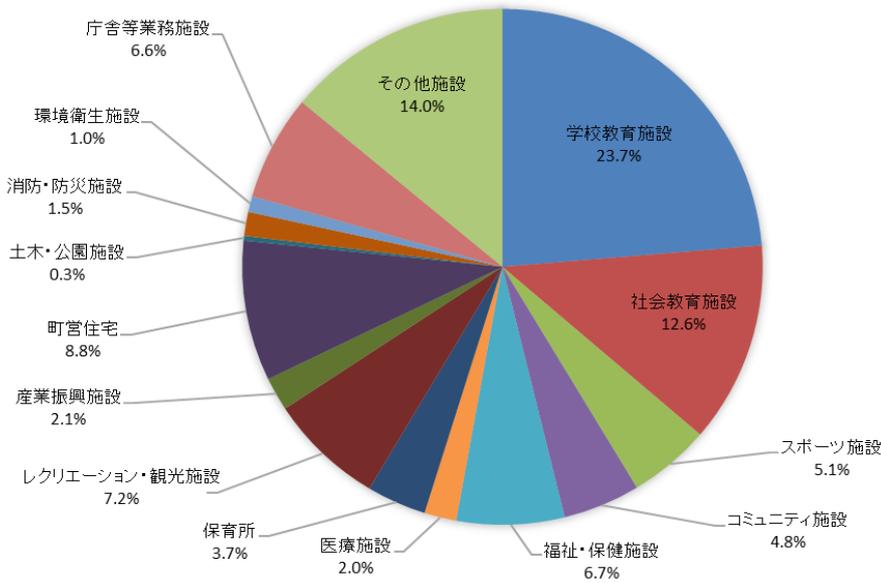
※ 令和2年4月1日現在で閉校となっている小中学校施設は、「学校教育施設」ではなく「その他施設」に分類しています。

※ 割合は小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100になっていません。

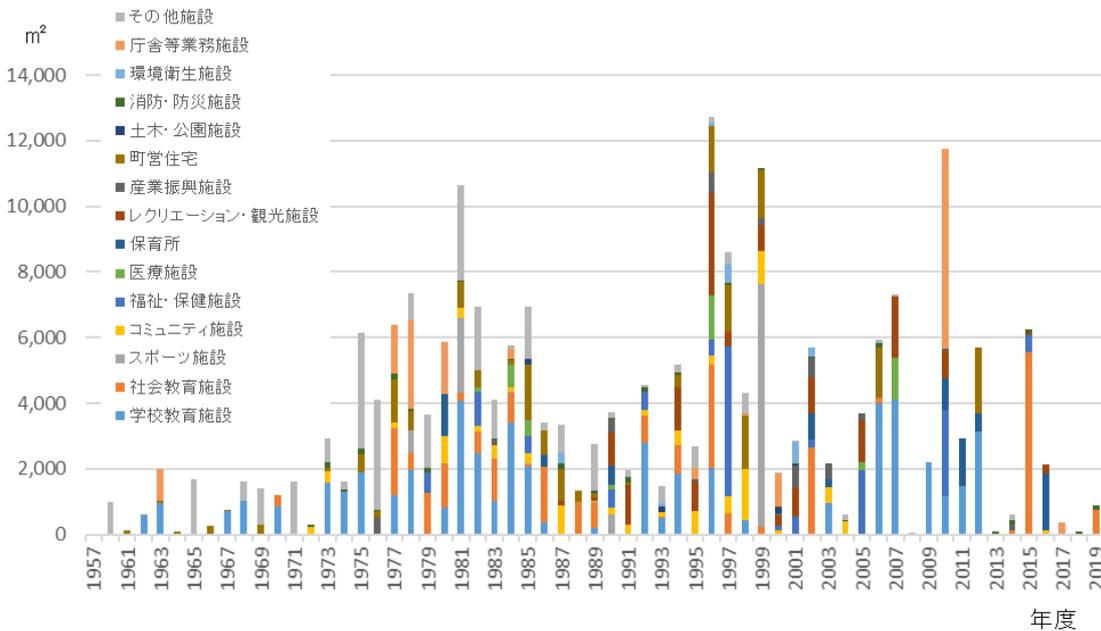
揖斐川町が所有する公共建築物は、分類別面積割合で見ると、「学校教育施設」が全体の23.7%、と最も多く、続いて「その他施設」14.0%、「社会教育施設」12.6%、の順となっています。

なお、上記の表を円グラフで表すと次のとおりです。

【分類別延床面積割合】



(2) 年度別整備延床面積



※ 現存する公共建築物に対する年度別の延床面積。すでに建替えられた建築物は、建替えた年度で面積を計上。

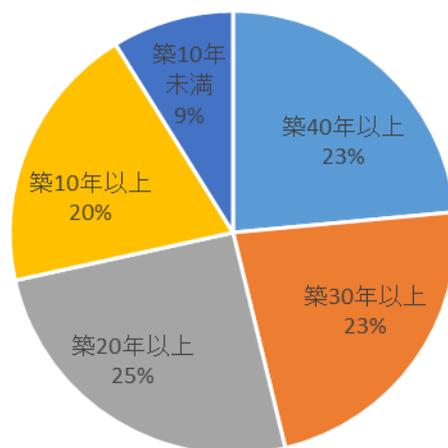
高度経済成長後の本町において人口がピーク（31,171人）となった1980（昭和55）年の前後5年ほどの期間に、利用ニーズともなって学校教育施設や社会教育施設を中心に公共建築物が増加しました。

その後、1990年代からの不況による国の経済対策に呼応し、揖斐川町でも1990年代後半に公共投資を積極的に行った結果、延床面積が大きく増加しています。

また、合併した2005（平成17）年度以降にも延床面積が伸びているのは、合併団体に対する財政面での特例措置（合併特例債）を活用して、1970年代頃に建設した老朽化が進んだ学校や保育所（幼稚園）等の建築物を建替えるなど、集中的な公共投資を行ったためです。

(3) 築年区分別延床面積

一般に大規模改修が必要とされる築30年以上を経過した公共建築物の延床面積は全体の46%となっており、ほぼ半数を占めています。



(4) 地域別の公共建築物の状況

地域	延床面積 (㎡)	割合 (%)	1人当たりの延床面積 (㎡)
揖斐川	94,757	44.0	6.3
谷汲	37,473	17.4	13.5
春日	17,361	8.1	20.6
久瀬	21,925	10.2	27.8
藤橋	22,327	10.4	111.6
坂内	21,587	10.0	67.7
合計	215,430		10.8

※ 1人当たり延べ床面積算出のための人口は、令和3年4月1日現在住民登録人口を使用。

【参考】

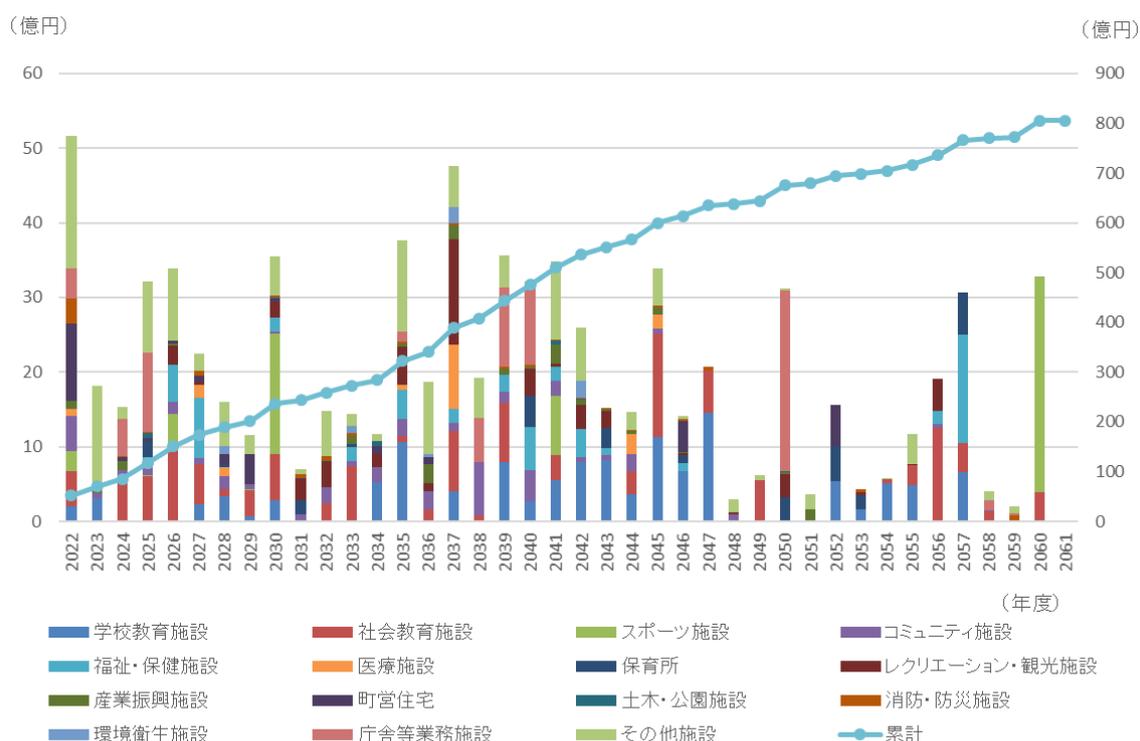
2012(平成24)年に東洋大学PPP研究センターが公表した「全国自治体公共施設延床面積データ(※)」によると、揖斐川町と人口規模が同程度の自治体22団体の一人当たり延床面積の平均は5.38㎡となっています。ただし、合併団体であり面積が大きい自治体ほど1人当たりの延床面積が多いという傾向がみられます。なお、全国市区町村のうち981団体の一人当たり延床面積の平均は3.42㎡でした。

※「全国自治体公共施設延床面積データ」については、本計画で本町が実施した公共施設等面積の把握方法と異なった把握方法が採られています。同一条件での算出ではないため、東洋大学PPP研究センターによる全国自治体や同規模自治体の一人当たり延床面積は、参考程度に記述しました。

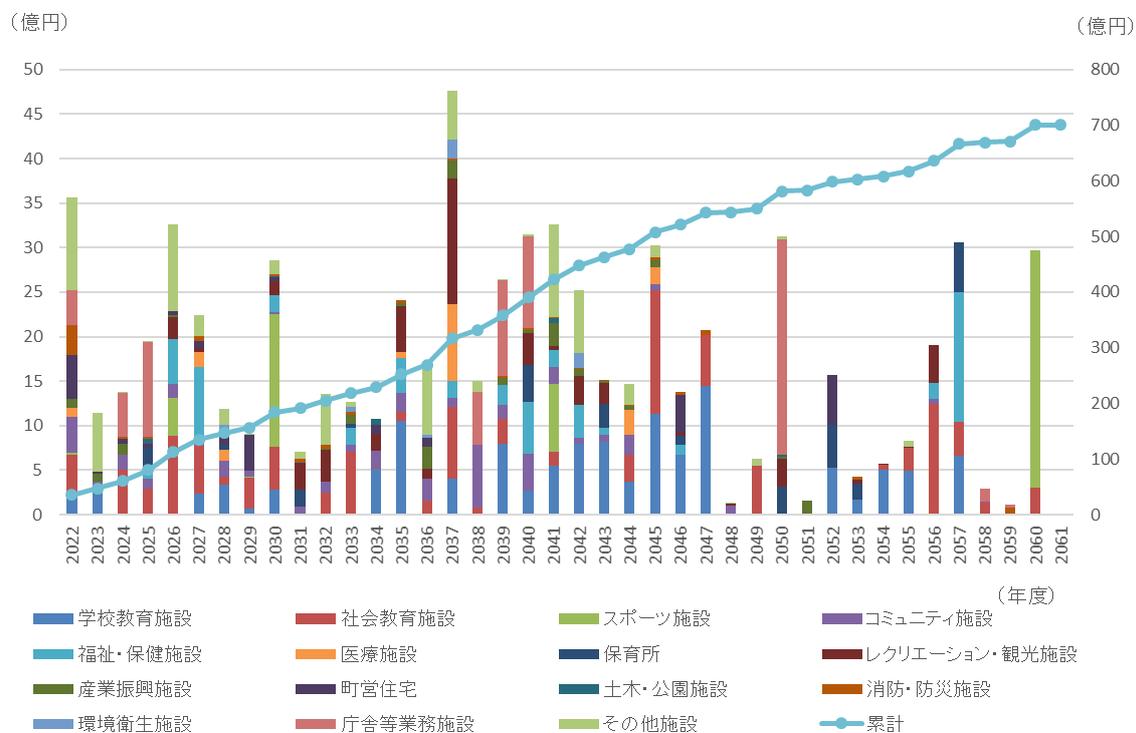
(5) 公共建築物の更新費用推計

2016（平成28）年度から2020（令和2）年度までの公共建築物に係る投資的経費実績額（インフラ資産除く）は、年平均で約18.1億円となっています。

今後40年間、公共建築物をこのまますべて保有することを前提として更新費用（大規模改修及び建替えに係る費用）を算出しました。その結果、2022（令和4）年度から2061（令和43）年度までの今後40年間では、公共建築物に係る更新費用合計は約805億円、年平均で約20.1億円となり、近年の更新費用年平均を2億円上回る結果となりました。



仮に全ての施設の長寿命化対策を実施した場合の将来的な更新費用合計額は、従来の約 805 億円から約 700 億円となり、105 億円減少することができる試算となります。年平均にすると約 17.5 億円となり、近年の更新費用を 0.6 億円下回ります。



※公営事業に係る特別会計分（上水道事業会計、大和・脛永・市場・谷汲・北部簡易水道特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、個別排水事業特別会計）に属する建築物（ハコモノ）は、ここでの試算から除いています。

【公共建築物 更新費用推計にあたっての試算条件】

公共建築物の更新費用推計は、一般財団法人地域総合整備財団提供の公共施設等更新費用試算ソフトの試算条件をもとに実施しました。

一般財源負担見込み額の把握が困難であるため、事業費ベースでの計算としています。

(1) 計算方法

耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積等で更新すると仮定して計算します。

(2) 耐用年数

鉄筋コンクリート造りで 60 年、非鉄筋コンクリート造りでは 40 年とします。

(3) 大規模改修

鉄筋コンクリート造りで 30 年、非鉄筋コンクリート造りでは行わないものとします。

(4) 更新単価

公共施設等の建築物の種類により建物の構造等が異なることから、できる限り現実に即したものとするために、すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定価格等をもとに 4 段階の単価を設定しています。この単価は、落札価格ではなく、予定価格または設計価格を想定して設定しています。

なお、地域格差は考慮しないものとします。

(5) 大規模改修単価

建替えの 6 割と想定し、この想定単価を設定します。

(6) 経過年数が 31 年以上 50 年までのもの

今後 10 年間で均等に大規模改修を行うものとして計算します。

(7) 経過年数が 51 年以上のもの

大規模改修は行わずに建替えるものとして計算します。

(8) 耐用年数が超過しているもの

今後 5 年間で均等に更新するものとして計算します。

分類	更新（建替）単価	大規模改修単価
社会教育施設、コミュニティ施設、 医療施設、産業振興施設、庁舎等業務施設	400 千円/㎡	250 千円/㎡
スポーツ施設、福祉・保健施設、 レクリエーション・観光施設、消防・防災施設、 環境衛生施設、その他施設	360 千円/㎡	200 千円/㎡
学校教育施設、保育所、土木・公園施設	330 千円/㎡	170 千円/㎡
町営住宅	280 千円/㎡	170 千円/㎡

2. インフラ資産の現状と今後の見通し

(1) インフラ資産の保有状況

インフラは、生活及び産業の基盤となる公共施設であり、町民の生活や地域の経済活動を支えています。

本町のインフラ資産の保有状況は、下表のとおりです。

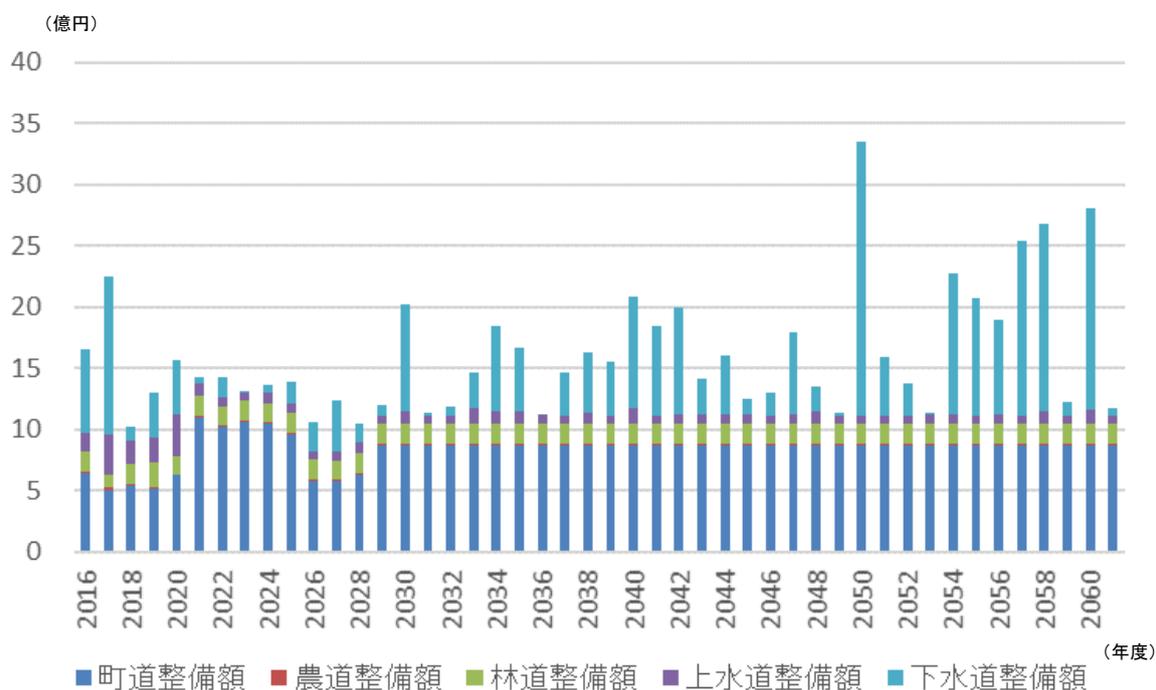
種別	主な施設	施設量
道路	町道（延長）	609 km
	町道（面積）	2.9 km ²
	橋りょう	464 橋
	トンネル	3 箇所
農業施設	林道	272 km
	林道 橋りょう	105 橋
	農道	87 km
	農道 橋りょう	9 橋
	農道 トンネル	1 箇所
	集落排水処理施設	18 箇所
	集落排水処理施設（管路延長）	173 km
	コンポスト施設	4 箇所
上水道	管路延長	121 km
	浄水施設	3 箇所
	配水施設	6 箇所
簡易水道	管路延長	190 km
	浄水施設	33 箇所
	配水施設	39 箇所
下水道	管路延長	40 km
	浄化センター	2 箇所

(2) インフラ資産の更新費用推計

今後 40 年間、現在あるインフラ資産をすべて保有することを前提として必要なコストを試算しました。2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度までは実績額、それ以降は各インフラの長寿命化計画における試算額です。

公共建築物と同じく 2022（令和 4）年度から 2061（令和 43）年度までの今後 40 年間、インフラ資産に係る更新費用合計は約 650.3 億円、年平均約 16.3 億円となっています。

一方、2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度までのインフラ資産に係る投資的経費実績額は、年平均で約 15.6 億円となっており、推計上は今後 40 年にわたって 1 年あたり 0.7 億円の更新費用が不足することとなります。



※2020（令和 2）年度までは実績額、2021（令和 3）年度以降は推計です。

インフラ資産は用途転換・施設廃止などの方針転換に適しにくい公共施設であり、人口が減少したからといって単純に総量を減らすことは困難です。また平成 25 年に道路法が改正され、道路の老朽化対策に関する取組みが示されました。それに基づき、定期点検を実施したうえで予防保全を実施しております。そのため、公共建築物のように単純更新費用の算出は行っておりません。

3. 過去に行った対策の実績

本計画の当初策定後（平成 28 年 4 月以降）に公共施設マネジメントとして実施した対策は下記のとおりです。

【除去一覧】

番号	施設名称	延床面積	建築年度	対策実施年度
1	中央公民館大ホール	1,097.6	昭和 51 年度	平成 28 年度
2	脛永町営住宅（4 戸）	124.0	昭和 41 年度	平成 28 年度
3	清水町営住宅（1 戸）	38.1	昭和 44 年度	平成 28 年度
4	七間町集会施設	161.4	平成 3 年度	平成 28 年度
5	大洞消防車庫	52.0	昭和 52 年度	平成 28 年度
6	やまと幼稚園	795.6	昭和 55 年度	平成 29 年度
7	美東教員住宅	108.0	昭和 52 年度	平成 29 年度
8	清水町営住宅（4 戸）	142.8	昭和 44 年度	平成 29 年度
9	久瀬振興事務所車庫等	252.39	昭和 50 年度	平成 29 年度
10	和田南町営住宅（4 戸）	115.6	昭和 32 年度	平成 30 年度
11	粕川町営住宅（7 戸）	202.3	昭和 32 年度	平成 30 年度
12	松原町営住宅（2 戸）	69.4	昭和 36 年度	平成 30 年度
13	栄町町営住宅（4 戸）	117.8	昭和 39 年度	平成 30 年度
14	脛永町営住宅（1 戸）	31.0	昭和 41 年度	平成 30 年度
15	久瀬振興事務所	1,797.2	昭和 49 年度	令和元年度
16	美東消防車庫	100.7	昭和 50 年度	令和元年度
17	粕川町営住宅（4 戸）	115.6	昭和 32 年度	令和元年度
18	清水町営住宅（2 戸）	62.0	昭和 41 年度	令和元年度
19	上南方町営住宅（1 戸）	28.9	昭和 31 年度	令和元年度
20	和田南町営住宅（5 戸）	144.5	昭和 32 年度	令和元年度

【集約化】

施設名称	延床面積	建築年度	対策
岐礼消防車庫	52.0	昭和 52 年度	除去
高科消防車庫	52.0	昭和 52 年度	除去



施設名称	延床面積	建築年度	対策
坂上消防車庫	114.72	平成 27 年度	新築

施設名称	延床面積	建築年度	対策
下長瀬消防車庫	52.0	平成 10 年度	除去
東部分館	52.0	昭和 54 年度	除去予定



施設名称	延床面積	建築年度	対策
坂下消防車庫	123.4	令和元年度	新築

4. 一般会計（建物・インフラ施設）の減価償却率の推移

平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度
53.40%	55.60%	57.80%	59.00%

5. 課題

（1）公共建築物

前述のように、今後 40 年にわたる公共建築物に係る投資的経費は、直近 5 年間の投資実績額と比較すると 1 年あたり 2 億円の増額となりました。長寿命化対策を実施した場合は、近年の更新費用を下回ることが見込めます。ただしこれは、公共建築物の寿命を最大限に引き延ばして使用することを前提とした試算です。（鉄筋コンクリート造りの場合、60 年で建替え 30 年で大規模改修、非鉄筋コンクリート造りの場合、40 年で建替え大規模改修は行わない）

1970 年代～1980 年代に多く建設された公共建築物が、2040（令和 22）年前後に更新時期を迎えるために、更新費用のグラフに大きなヤマが表れています。その時期の費用負担をいかに平準化するかが、長期的な課題と言えます。

そのためにも、人口減少等による施設の利用ニーズの変化を鑑みて、公共建築物の統廃合や複合化・集約化など施設の配置再編や利活用を検討するとともに、コスト削減を達成していくことが必要です。

（2）インフラ資産

本町は広大な面積を有するため、生活の基盤となるインフラ資産の総量も多くなる傾向にあります。農業集落排水や公共下水道等は比較的新しい資産ですが、道路、上水道、簡易水道など老朽化が懸念される資産も多く、これらを今後も維持しようとする多くの経費が必要となることが予想されます。

なお、インフラ資産は、公共建築物のように複合化・集約化といった改善や、用途転換・施設廃止などの方針転換に適しにくい公共施設であり、人口が減少したからと言って単純に総量を減らすことは困難です。長期的な視点を持ち、いかにして計画的で効率的に、安全性を確保しながら維持していくかが課題と言えます。

第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本章では、本町が保有する公共施設等に概ね共通する、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定め、取り組み方を示します。

1. 計画期間

本計画の期間は、2016（平成28）年度～2025（令和7）年度までの10年間とします。

公共施設等マネジメントの推進については長期的な視点が不可欠であり、前章までに人口動態や更新費用等の長期的な把握を行いました。より実効性のある方針とする必要があることや、社会情勢等の変化により緊急に対応すべき取組が生ずる可能性を考慮し、本計画の対象期間を10年間と定めます。

2. 実行体制の整備

（1）推進体制

公共施設等マネジメントの推進にあたっては、毎年固定資産台帳を更新し、併せて公共施設一覧表の見直しを行いつつ公共施設等資産の総量を把握し、全体を一元的に管理する実施組織を設置し、組織横断的な調整機能を発揮しつつ、進捗の管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行います。

（2）財政との連携

公共施設等マネジメントについては、財政措置の裏付けがあってはじめて実行に移すことができるものであるため、財政担当課と連携し、町としての効果的で計画的な予算措置の仕組みづくりを検討します。

（3）情報の共有

公共施設等の適正な配置を推進するにあたり、議会や町民に対し随時情報提供を行い、町全体で情報と認識を共有します。

（4）職員の意識改革

公共施設等マネジメントの着実な推進には、職員一人ひとりが本計画を理解し、意識を高めて取り組んでいく必要があります。行財政運営の視点に立った総量の適正化、財政負担の削減と平準化を実行していくとともに、社会情勢や町民のニーズの変化に対応できるよう、創意工夫を持ってマネジメントを推進します。

3. 施設分類ごとの管理に関する基本方針

(1) 学校教育施設

人口減少に伴い、町村合併以降統廃合が相次いできました。令和4年3月末には坂内小中学校が廃校となるため、PPP・PFIも含め広く有効活用を検討します。

(2) 社会教育施設

文化会館、公民館、図書館、資料館が各地区にあり、町全体で26施設となります。令和2年3月に新たな図書館が建設されたため、旧図書館は廃止する予定です。また、地区公民館は1980年代に建築されたものが多く、老朽化により劣化度の高い建物が多くあります。そのため、大規模改修を含めた修繕を行い、長寿命化を図る必要があります。

(3) スポーツ施設

「揖斐川健康広場」の延床面積が7,412㎡あり、本町最大の施設となっています。維持費に莫大な費用を要する町民プールについては、廃止の方向で検討しています。

(4) コミュニティ施設

各地区の集会場が64施設あります。地元要望を受け、町が補助等を行ったうえで施設を建設し、地元管理とした施設が多い状況です。今後は地元等への譲渡を検討していきます。

(5) 福祉・保健施設

指定管理方式の運営を行っている福祉施設が8施設あります。高齢化率の高い本町にとっては必要な施設ばかりですので、適正な維持管理に努めます。

(6) 医療施設

旧村各地域に診療所があり、今後も適正な維持管理を行っていきます。

(7) 保育所

各地域に保育所があり、当面は適正な維持管理に努めますが、今後少子化に伴い見直しも検討します。

(8) レクリエーション・観光施設

各地域に観光施設があり、指定管理方式での運営を行っているものも多数あります。今後も適正な維持管理を行っていきます。

(9) 産業振興施設

揖斐川町全体で 16 施設あります、その大半を農林水産物販売施設が占めています。今後も適正な維持管理を行っていきます。

(10) 町営住宅

公営住宅は 16 団地 252 戸、特定公共賃貸住宅は 7 団地 48 戸あります。老朽化した町営住宅については適宜除去していきます。

(11) 土木・公園施設

本計画の中では、東屋・トイレ等を併設した公園、除雪車車庫を該当施設としており、今後も適正な維持管理を行っていきます。

(12) 消防・防災施設

各地域にそれぞれの分団が使用する消防車庫が点在しています。今後は、分団の統廃合と合わせて車庫の見直しを検討していきます。

(13) 環境衛生施設

エコドーム、クリーンセンターをはじめとした処理施設があります。今後老朽化した施設については廃止する予定をしています。

(14) 庁舎等業務施設

本庁舎及び各振興事務所を管理しています。今後も適正な維持管理を行っていきます。

(15) その他施設

所有床面積の大半が、旧学校施設です。岐阜県や西濃学園等外部へ貸出して利活用している施設もありますが、使用見込みのない施設については廃止していく方針です。

4. 公共施設等マネジメントに関する3つの基本方針

これまで述べてきた現状や課題に対応し、健全で持続可能な自治体経営を実現するためには、公共施設等全体を「貴重な経営資源」と捉え、効果的で効率的に活用していく視点を持つことが必要です。

このため揖斐川町では次の3つの基本方針を定めて、公共施設等のマネジメントを推進していきます。

基本方針1 総量の適正化

合併団体であり広大な面積をもつ本町は公共施設等の総量も多いため、総量の適正化は大きな課題です。

人口動態や社会情勢の変化を見据え、計画期間内における公共建築物の保有面積全体を、10%縮減（本計画公共建築物延床面積比）します。

基本方針2 長寿命化の推進

公共建築物、インフラ資産それぞれの特性に応じて計画的な維持管理等を進め、施設の安全性を確保しながら物理的耐用年数まで使用することを目標とし、施設の利用等のサービスを安定的に継続して提供できるよう取り組みます。

基本方針3 資産の有効活用の推進

民間のノウハウや資金の導入などにより、維持管理コストの削減に取り組むとともに、公共施設等を自治体の経営資源ととらえ、資産活用による収入増加に取り組みます。

5. 基本方針の具体的な取り組み

基本方針 1 総量の適正化

合併団体であり広大な面積をもつ本町は公共施設等の総量も多いため、総量の適正化は大きな課題です。

人口動態や社会情勢の変化を見据え、必要な施設については整備・更新を行いますが、縮小できる施設や不要となった施設については統合・廃止等を行い、計画期間内における公共建築物の保有面積全体を、10%縮減（本計画公共建築物延床面積比）します。

ただし、インフラ資産については、人口が減少したからといって公共建築物のように廃止して総量を削減できるものではないため、その特性に合わせて検討することが必要です。

(1) 統合・廃止の推進方針

【共通】

統合・廃止といった公共施設等の再編や最適な配置を推進する場合には、まちづくりの視点を持って、地域や地区の特性と町の財政負担のバランスを総合的に考慮して進めます。

また、廃止した公共施設等について、売却や貸し付けなどが見込めない場合は、老朽化により安全面や治安面で周囲に悪影響を与えないよう解体・撤去を基本とします。

なお、公共施設等が立地している土地のあり方についても併せて検討し、施設の解体によって生じる余剰地等が借地の場合、財政負担を軽減するために借地の解消を図ることとします。

【公共建築物】

施設整備（新規整備、更新）事業を実施する場合は、複合化、集約化、統合を検討し、原則として施設の総量が削減できる方針をとることとします。

なお、人口動態や社会情勢などを勘案したうえで、行政サービスのあり方や政策的な必要性、運営コスト等を考慮し、施設の存続や廃止を検討します。

なお、公共施設等の除却や、施設の集約化・複合化の際は、当面の間活用できる地方財政措置（地方債措置）を有効に組み合わせて資金調達を図ります。

【インフラ資産】

公営企業・公営事業については独立採算を原則としており、人口の推移や需要の変化に加えて、事業全般における経営的視点からの多面的なマネジメントが必要です。策定済みの各計画（例：揖斐川町水道事業経営戦略 等）との整合性を図りながら推進し、適正で持続可能な総量を検討していきます。

基本方針 2 長寿命化の推進

公共建築物、インフラ資産それぞれの特性に応じて計画的な維持管理等を進め、施設の安全性を確保しながら物理的耐用年数まで使用することを目標とし、施設の利用等のサービスを安定的に継続して提供できるよう取り組みます。

施設の修繕等はこれまで、壊れてから治す「事後保全」を中心としてきました。しかし、重大な損傷や致命的な損傷を受けてからの事後的な保全は、損傷を原因とする事故を引き起こしたり、事業の継続に支障をきたすことになりかねません。急きょ大規模修繕等が必要となった場合、計画的な予算措置や資金調達がしにくく財政にも大きな負担が生じます。

このような事態を回避するため、計画的に修繕を行う「予防保全」を基本とし、最適な時期に最適な方法により対策を実施することで、「施設の長寿命化」と併せて「ライフサイクルコスト（LCC）」の縮減を進めます。

（１）点検・診断等の実施方針

【公共建築物】

構造躯体の老朽化や建築設備の作動不良等による事故を未然に防ぎ、建築物の安全性を確保するため、関係法令で義務付けられた点検をこれまで通り徹底して実施します。

また、法定点検以外でも、施設管理者が定期的に経年劣化の状況や性能低下の状況を点検・調査し、施設の状態の把握に努めます。

【インフラ資産】

インフラ資産の老朽化の状況は、利用状況や設置された自然環境等により異なることから、各インフラの類型ごとに特性を考慮した上で、国から示される技術基準等に準拠しつつ、定期的な点検・診断を実施してインフラの状態を的確に把握することに努めます。

（２）維持管理・修繕・改修等の実施方針

【共通】

施設を長寿命化するために、施設の機能が損なわれてから対応する「事後保全」でなく、計画的な修繕を行う「予防保全」を基本とし、長寿命化及び今後の修繕等に係る費用の低減を図ります。

なお、修繕等の際は、施設そのものの必要度や劣化状況等を考慮し、優先順位をつけて実施します。

(3) 安全確保の実施方針

【共通】

公共施設等の劣化や損傷による事故など、不適切な維持管理は人命にもかかわることから、点検・診断による状況把握で必要な箇所へ応急措置を実施するとともに、安全確保のための修繕を早期に実施します。

また、用途が廃止され今後も利用される見込みがない老朽化施設は、安全を確保するため、解体・撤去を基本とします。

(4) 耐震化の実施方針

【公共建築物】

法令等により耐震化が必要である建築物に加え、防災拠点に位置付けられている施設など、法令上の位置づけや用途を勘案して、未対応施設について順次実施します。

【インフラ資産】

インフラ資産は、日常生活の基盤であるとともに、災害時の救援・支援活動や物資輸送活動を支えます。インフラの種類ごとの機能や特性に合わせて、必要な耐震対策を図ります。

(5) 長寿命化の実施方針

【共通】

現行の平均的な施設の更新周期を延長させ、施設の特性に応じた物理的な耐用年数の目標を設けて長寿命化に取り組み、予防保全によりライフサイクルコスト（LCC）を縮減します。

長寿命化すれば改修投資の時期を遅らせ費用負担の平準化を図ることができるものの、長寿命化の過程における修繕・改修経費が多額となり、経費に比して長寿命化の効果は小さく、逆に LCC が増加してしまう場合もあります。よって、LCC 縮減の考え方にに基づき、長寿命化するか建替えを行うかなどの合理的な判断が必要です。

なお、最も LCC 縮減につながる予防保全・更新のタイミングや、その際に採用する工法など、施設類型ごとの機能や特性に合わせて最適な対策時期と方法を決定していきます。

基本方針3 資産の有効活用の推進

民間のノウハウや資金の導入などにより、維持管理コストの削減に取り組むとともに、公共施設等を自治体の経営資源ととらえ、資産活用による収入増加に取り組みます。

【公共建築物】

ア 民間活力の導入

公共施設等を町が保有し続ける必要性について十分に検討したうえで、民間ができることは民間の活力を導入する考えのもと、指定管理者制度や管理委託、その他民間資金や民間の経営ノウハウを取り入れた多様な管理運営手法を視野に入れ、サービスの向上とコスト削減を図ります。

イ 新たな活用方法等の検討

未利用で活用の見込みのない施設については、企業や地域の団体などの提案を取り入れた活用も検討します。また、有償・無償での空きスペースや会議室の貸出・利活用など、さらなる方策を検討します。

ウ 未利用財産の譲渡・売却等

不動産業界などのノウハウや事業者からの提案により、未利用財産の有効な譲渡・売却など処分を進めます。

エ ユニバーサルデザイン化の推進

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)における、ユニバーサルデザインの街づくりについての考え方を参考に、対応が必要な施設について、優先度や対応スケジュールについて検討します。

【インフラ資産】

研究機関等と連携し、新技術等を取り入れることで効率的な維持管理方法を検討するほか、維持・管理における民間活力の導入可能性を検討します。

6. 地域ごとの公共施設等のあり方

- (1) 合併以前の行政区域に固執せず、相互に関連する公共施設等の立地や需要を総合的に考慮し、適切な公共施設等の配置を行います。
- (2) 近隣市町村との相互利用や共同運営、国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用等について、可能性を検討します。

7. フォローアップの実施

この計画の内容については、公共施設等マネジメントに関する庁内横断的な実施組織が主体となり、今後の地域の状況や財政状況の変化に応じて、適宜見直すこととします。

なお、計画期間中、特に進捗が遅れている取り組みについては、調整会議等を開催して課題を整理し、解決方法を検討します。

また、新たな公会計制度導入にともなう固定資産台帳の整備を進め、各施設の管理コスト等を明確にするなど、本計画の精度向上に努めます。

～ 用語集 ～

(か行)

○義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、支出が義務づけられ任意に節減できない極めて硬直性の強い経費。一般的には、人件費、扶助費、公債費で構成される。

○旧合併特例債

市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、合併年度とこれに続く10か年度(平成18年度～平成27年度)に限り、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものにも充てることができる(充当率95%)のものであり、その元利償還金の70%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債。

なお、「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第19号)が平成30年4月に公布(同日施行)されたことにより、揖斐川町では合併年度とこれに続く20か年度、合併特例債を発行することができることとなった。

○経常収支比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されたものが占める割合。この比率が高くなる程、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなる。

○公債費

歳出の財源を得るために町が借り入れた地方債を返済するための費用で、元利償還金と一時借入金の利息の合計を言う。

○更新

この計画において「更新」とは、老朽化に伴い機能が低下した施設等を取替え(建替え)、同程度の機能に再整備することを言う。

(さ行)

○財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

○自主財源

地方公共団体が自主的に収入できる財源を言い、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入がこれにあたる。

○実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のこと。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも25%とし、財政再生基準については、市町村・都道府県とも35%としている。

○将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村（政令指定都市は除く）は350%、都道府県及び政令指定都市は400%としている。

（た行）

○投資的経費

道路、学校、公営住宅の建設等その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業費及び災害復旧事業費及び失業対策事業費がこれにあたる。

（は行）

○扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費。

○PPP

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営方式等も含まれる。

○PFI

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスを図るという考え方。

（ら行）

○ライフサイクルコスト

建物におけるライフサイクルコストとは、計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額を言う。建物は竣工後から解体廃棄されるまでの期間に建設費のおよそ3～4倍の費用がかかると言われており、建物の運営や修繕更新を、計画性をもっていかに行うかによって、発生する費用や建物の寿命は大きく異なる。

（や行）

○ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。